

三木町教育委員会告示第25号

三木町地域交流センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月18日

三木町教育長 間嶋 浩

三木町教育委員会規則第7号

三木町地域交流センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

三木町地域交流センターの管理及び運営に関する規則（平成12年三木町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中

「午後10時」を「午後9時」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。